「ちば農商工連携事業支援基金」支援事業計画

1 目的

千葉県の地域経済の基盤である農林水産業と中小企業等との連携(農商工等連携)を促進し、それぞれの強みを活かした連携体を支援することで、相乗効果を発揮し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 千葉県の産業振興政策におけるファンドの位置づけ

(1)「ちば農商工連携事業支援基金」について

少子高齢社会の進展や経済のグローバル化などの様々な社会経済環境の変化や、世界的な景気の減速、資源価格の高騰などにより、地域経済は停滞感が増し、地域経済の基盤である農林水産業と中小企業が厳しい経営環境にある中、県では、中小企業が抱える課題を乗り切るための基本的な取組・方向等を示した「ちば中小企業元気戦略」を平成18年に策定するとともに、同戦略の理念を明らかにした「千葉県中小企業の振興に関する条例」を平成19年3月に制定し、時代の潮流に対応した中小企業の活性化及び中小企業と地域の活性化の好循環の実現を目指して、各種施策を展開してきた。

■「千葉県中小企業の振興に関する条例」から抜粋

(基本理念)

第三条 中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に対応した経営の向上及び改善を目指す中 小企業者の自主的な努力を促進することを旨として図られなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業の経営の向上及び改善と地域づくりによる地域の活性化とが互いに密接な関係を有することに鑑み、これらが相乗的に効果を発揮することを旨として図られなければならない。

また、平成19年11月に政府(地域経済活性化統合本部会合)でまとめられた「地方再生戦略」の中で、農林水産業者と商工業者との連携による取組、つまり「農商工連携」の推進が、地域の基盤となる農林水産業及び商工業等の地域産業の再生を図るための重要政策として位置づけられた。その後、平成20年7月には、農商工連携の促進に向けた施策の大きな柱として、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法)」が施行され、国により様々な施策が講じられたことで、農商工連携に対する理解が浸透し、地域の関係者が、自ら農商工連携に取り組む動きが広がってきた。

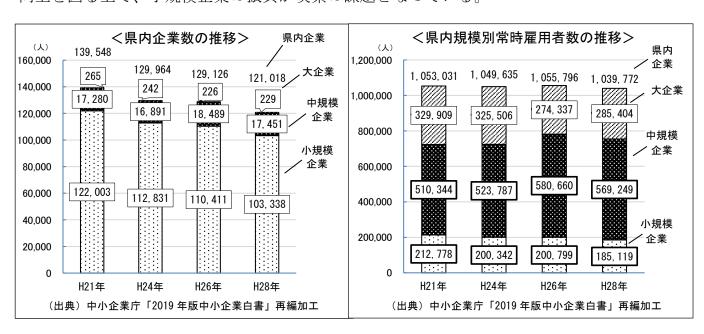
本県においても、今後進展していく人口減少による市場の縮小が、地域の中小企業者や

農林漁業者の活動を停滞させ、地域の活力低下を引き起こすという懸念があったため、両者の連携を強化し、お互いの経営資源を持ち寄ることによって相乗効果を発揮できるような施策を推進することが重要であるとの考えから、平成21年9月に「**ちば農商工連携事業支援基金**」を創設した。

本基金を活用し、新商品・新役務等の開発や販路開拓に取り組む中小企業者や農林漁業者に対する支援を実施してきた結果、10年間で数多くの新商品等が開発され、事業化に繋がった。

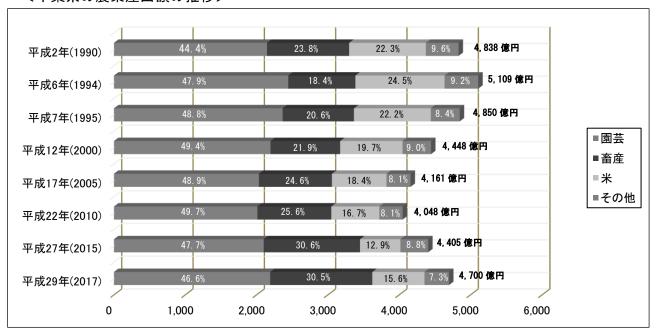
(2) 本県を取り巻く現状

一方、基金の設立から10年が経過し、本県を取り巻く環境は更に変化が生じている。本県にある約12万の企業のうち、中小企業が占める割合は99.8%であり、県内における常時雇用者数の72.6%が就業している。また、県内企業のうち、85.4%を占める小規模企業は、地域経済の循環や雇用を支えるとともに、起業・創業の担い手となるなど、地域経済の安定や新たな産業の創出に重要な役割を果たしている。しかし近年は、人口減少や経営者の高齢化等を背景に、小規模企業数が大幅に減少してきており、地域の活力向上を図る上で、小規模企業の振興が喫緊の課題となっている。



また、本県は全国有数の農林水産県であるが、とりわけ近年、国際化の進展、消費形態の変化、産地間競争の激化や資材費高騰による生産コストの上昇など、農業生産を取り巻く環境は厳しさを増しており、平成29年の農業産出額は、平成22年と比べると持ち直しつつあるものの、平成6年のピーク時に比べて409億円減少している。

<千葉県の農業産出額の推移>



(出典)生産農業所得統計

(3) 今後10年間の支援について

中小企業と農林漁業者を取り巻く環境が厳しさを増す中、新商品開発や販路開拓等、本基金により支援を行ってきた。また、平成30年2月に策定した「第4次ちば中小企業元気戦略」では、本県の豊かな農林水産物等の地域資源を活用し、商工業と連携を図ることで新たな付加価値を高めることが、中小企業のビジネスチャンスの拡大につながり、また地域経済の活性化につながるという認識の下、「農商工連携等による地域産業の振興」を施策目標の一つとして掲げ、中小企業振興の重要なツールとして、「農商工連携」を位置づけている。

■「第4次ちば中小企業元気戦略」から抜粋

第3章 第6 地域づくり・まちづくりと連携した中小企業の活性化

(3) 農商工連携等による地域産業の振興

農産物等の地域資源を活用し、商工業と連携を図ることで付加価値を高め、地域の新たな産業として振興を図り、地域経済の活性化につなげることが重要となっている。

このため、県は、地域の中小企業による地域資源を活用した商品開発や農商工連携・6次産業化による新たな製品・サービスを提供する取組に対して支援を行っており、県内各地で、小さいながら地域を支える製品・サービスを提供し、豊かな地域づくりに不可欠な存在となっている企業や、地域の資源や特性を生かした地域密着型の事業を進める企業など、多様な中小企業が活躍している。

近年、本県の農林漁業を取り巻く環境は、国際化の進展、消費形態の変化、産地間競争の激 化や資材費高騰による生産コストの上昇などにより、厳しい状況にさらされている。そのよう な状況において、地域資源を活用する事業や農商工連携・6次産業化の促進は新たな付加価値 を創出することから、中小企業の新たなビジネスチャンスの拡大につながり、地域経済の好循環を生む効果が期待できる。

今後も、庁内関係部局(商工労働部、農林水産部)が連携を密にし、県産業振興センターや 県6次産業化サポートセンターによる専門家派遣等を活用しながら、地域資源を活用した取組 の発掘、農商工連携に向けた中小企業と農林漁業者とのマッチング促進、農林漁業者の6次産 業化の促進など、事業者のニーズに応じた支援を進めていく。

一方、農林漁業の持続的発展のためには、農林水産物の高付加価値化や輸出を含めた 販路の拡大、新たなサービスの創出などに取り組むことが重要だという認識の下、県で は、「千葉県6次産業化戦略」を平成28年3月に策定した。同戦略では、農林水産業 の活性化を促進するとともに、同戦略において「県内食品企業や中小企業者等と連携し た農商工連携事業の展開」を施策目標の一つとして掲げ、農林水産業振興の重要なツー ルとして「農商工連携」を位置づけている。

■「千葉県6次産業化戦略」から抜粋

- 7 本県の特性を生かした6次産業化の展開
- オ 県内食品企業や中小企業者等と連携した農商工連携事業の展開

船橋の食品コンビナートなど、県内の食品企業・加工業者などと連携した取組を展開する。この場合、農林漁業者は、原料提供に徹し、加工・販売については、食品企業・加工業者に任せることを基本とするが、農林漁業者と2、3次産業者が対等となる関係を築き、お互いにメリットを享受できる取組を進めていく。

また、県商工労働部関係課や産業振興センター等の協力の下、農林漁業者と中小企業者との連携(農商工連携)を促し、新商品開発や販路開拓などに対する各種支援策を活用して、事業化を促進する。

特に、販路開拓については、東京湾アクアラインの低料金化や圏央道の整備により、市場への アクセス性が高まっているという本県の優位性を生かし、幅広いマーケットに進出していくため の取組を進めていく。

上記戦略に基づき、県では、本基金の運用益によって中小企業者及び農林漁業者の連携 を促進するための支援を継続して行うこととする。

とりわけ、それぞれの経営資源を活用し、新たな需要を創出することによって地域経済の好循環を発生させる「芽」となる、「新商品・新役務の開発」について、本基金で支援していくものとする。

3 支援重点分野

○千葉県産農林水産物を活用した新商品・新役務の開発

千葉県の豊かな農林水産物等の資源を活用し、中小企業者等と農林漁業者とが連携 して行う新商品や新役務の開発を支援する。

4 助成対象者

- (1) 千葉県内の中小企業者等と農林漁業者による連携体
- (2) 千葉県内の中小企業者とNPO等の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体
- (3) 千葉県内のNPO等の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体

5 助成対象者の選定・支援方法

(1) 助成対象者の選定・決定

本事業の運営主体である(公財)千葉県産業振興センター(以下「センター」という。) において助成対象者を随時公募し、学識経験者、県、商工団体等で構成する 「ちば農商工連携事業支援基金審査委員会」(以下「審査委員会」という。)で審査の 上、決定する。

- (2) 支援方法
- ア)以下の助成事業により、助成対象者に資金助成を行う。
 - 農商工連携による新商品・新役務開発等助成事業
- イ)上記助成事業のほか、センターに相談窓口を設置して対応するとともに、農林水産 部等の県関係部局等との協力体制を構築して、基金事業の効果的なPRの実施、製品 の販路拡大を図るなど、継続的に連携体のフォローアップを行う。

6 県における独自の施策

「ちば中小企業元気戦略」の実現に向け、県独自の施策的手当として、新商品等開発や販路拡大に向けた支援等の施策の展開を図っていく。

7 地域の金融機関・中小企業支援機関等との緊密な連携体制の構築

地域の金融機関・中小企業支援機関には、助成対象者を選定する審査委員会での審査への参加、若しくは審査会でのオブザーバーとして意見を求めるものとする。

8 事後的に評価可能な事業成果に係る目標

(1) 短期目標

新商品・新役務開発等助成事業において、中小企業者等の50%以上が、助成事業 完了後3年以内(助成事業完了年度を含む)に、事業化※を果たすこと。

※事業化とは…対象事業が製品化・実用化されて販売実績(売上)が発生すること。

(2)長期目標

助成先の中小企業者等が、事業化を達成した年度の売上高と、令和11年度末の売上高を比較して、売上が増加した中小企業者等の割合が50%以上となること。

|9 事業計画・管理体制・制度運営の構築|

(1) 評価委員会の設置

前期の成果目標の達成状況について、センターに設置する審査委員会において毎年度評価を受けるものとする。

(2) 評価への対応等

センターは前期の成果目標の達成状況を踏まえ、必要なフォローアップを実施するとともに、県は必要に応じてセンターを指導するものとする。